

令和6年12月25日

青森労働局

弘前公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

青森労働局（局長 井嶋 俊幸）は、弘前公共職業安定所（所長 中嶋 真理子）における個人情報の漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

弘前公共職業安定所（以下「弘前所」という。）において、雇用保険受給者（以下「受給者」という。）Aの支給台帳全記録照会（以下「支給台帳」という。）について、別の受給者Bへ誤って送付するという個人情報漏えい事案が発生した。

支給台帳には、受給者Aの氏名、生年月日、住所、振込金融機関名及び口座番号等が記載されていた。

2 事実経過

(1) 職員Xは、受給者Bあて発送した郵便物が郵便局から返送されたため、自席で新たな封筒に書類を入れ直した。

郵便物の発送に当たっては、複数人による宛先及び発送書類の確認（以下「ダブルチェック」という。）を行うべきところ、職員Xはこのダブルチェックを行わないまま、11月19日に郵便物を発送した。

(2) 11月21日に、受給者Bから郵便物に他者の記録が入っていると電話連絡があり、事案発生が発覚した。

(3) 同日に、次長と雇用保険課長が受給者Bの自宅を訪問し、混入していた受給者Aの支給台帳を確認し、受給者Bに対し、事情説明及び謝罪を行い、了承を得た。同時に、受給者Aの支給台帳を回収した。

(4) 11月22日に、雇用保険課長から受給者Aに対し、電話にて事情説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

(1) 支給台帳をファイルケースに入れずに机上に置いたままとしており、その管理が杜撰であったこと。

(2) 封入作業時に机上を整理しないまま、職員の自席で封入作業を行ったこと。

- (3) 同一宛先への同一書類の再発送であるという理由で、封入時と封緘時のダブルチェックを不要とみなし、省略したこと。

4 再発防止対策

- (1) 11月21日に、弘前所においては、所長から幹部職員に対し、事案の概要を説明し、個人情報管理の徹底を指示した。

同日に、所長から発生部署に対し、書類の混入や散逸を防止するため、支給台帳など個人情報を含む書類について、処理中はファイルケースに入れて管理する取扱いを徹底するよう指示した。また、誤送付を防止するため、職員の自席での封入・封緘作業を禁止するとともに、専用のデスクを設けて、当該専用のデスクで作業を行うこと、郵便物の宛先及び封入書類の確認を複数人でダブルチェックを行うという取扱いの徹底を指示した。

- (2) 11月27日に、青森労働局においては、総務部長から労働局内各課室長、管下労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対し、事案の概要を周知するとともに、上記4(1)の取扱いをはじめとする個人情報管理に係る基本動作の徹底について注意喚起を行った。

同日、職業安定部長から職業安定部内各課室長、管下公共職業安定所長に対し、事案の概要を周知し、個人情報管理に係る基本動作の徹底について注意喚起を行うとともに、基本動作が着実に実行されているか日常的に点検を行うよう指示した。

担 当	青森労働局職業安定部職業安定課
	課長 南 士氏
	課長補佐 浜山 剛
	電話 017-721-2000 (内線 702)